

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

別記

1～16 （略）

17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)～(3) （略）

(4) その他

ア～カ （略）

キ 特定ダイヤルアップ回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	X i 契約	X i サービス契約約款

ク （略）

ケ モバイルアクセスに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	卸FOMA契約、 卸X i 契約又は 卸5 G契約	卸携帯電話サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

18 （略）

附 則（令和2年2月21日 NS才第00607161号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

別記

1～16 （略）

17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1)～(3) （略）

(4) その他

ア～カ （略）

キ 特定ダイヤルアップ回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	X i 契約	X i サービス契約約款

ク （略）

ケ モバイルアクセスに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	卸X i 契約又は 卸5 G契約	卸携帯電話サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

18 （略）

附 則（令和2年2月21日 NS才第00607161号）

（実施期日）

1 （略）

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～
<p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している3Gプランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。</p> <p>3 前項の場合において、オープンコンピュータ通信網契約者は、契約内容の変更の請求等を行うことができます。 ただし、通信方式による区別の変更については、CNS1サ第01041217号（令和5年3月26日）の附則4に定めるところによります。 また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、DPSサ第00785799号（令和3年5月19日）の附則3に定める変更事項に限りします。</p> <p>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。</p> <p>附 則（令和3年5月19日 DPSサ第00785799号） (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5に係るものに限りません。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。</p> <p>3 前項の場合において、第6種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。 ア 電子メールの利用おけるメールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更 イ 契約者カードの交換又は再発行 ウ 移動無線装置の購入等 エ 第6種利用権の譲渡又は第6種契約者の地位の承継 オ 第6種契約者の氏名等の変更</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則（令和3年5月19日 DPSサ第00785799号） (実施期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5 (コース3又はコース4に係るものに限りません。)に係るものに限りません。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。</p> <p>3 (略)</p>

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

4 [令和3年6月1日をもって、NS才第00607161号（令和2年2月21日）の附則3の末尾に以下を追記します。](#)

[また、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5については、DPSサ第00785799号（令和3年5月19日）の附則3に定める変更事項に限りませ](#)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年3月26日 CNS 1サ第01041217号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別（次表に掲げるものを除きます。）については、左欄の契約に係るアクセス回線の細目等による区別に相当するものとします。

（略）

3 [この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスを利用して提供するものに限りませ](#)

4 [3Gプランに係る通信方式による区別の変更については、標準プランの共通認証プランの場合であって、3GプランからLTEプランへの変更又は3Gプランから5Gプランへの変更となるときに限り、変更を請求することができます。](#)

5 [NS才第00607161号（令和2年2月21日）の附則3における、「ただし、3GプランとLTEプランの相互の変更を請求することはできません。」を「ただし、通信方式による区別の変更については、CNS 1サ第01041217号（令和5年3月26日）の附則4に定めるところによります。」に改めます。](#)

附 則（令和8年1月27日 CNS 1サ第000400014931-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

4 [削除](#)

5 （略）

6 （略）

附 則（令和5年3月26日 CNS 1サ第01041217号）
（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

3 [削除](#)

4 [削除](#)

5 [削除](#)

附 則（令和8年1月27日 CNS 1サ第000400014931-01号）
（実施期日）

1 （略）

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～
<p>(経過措置)</p> <p>2 当社は、この改正規定により適用を開始するブロードバンドユニバーサルサービス料に関し、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについても適用します。</p> <p>(1) NSオ第200163号（平成24年8月27日付）の附則2に係るもの</p> <p>(2) NSオ第00548799号（令和元年9月27日付）の附則2に係るもの</p> <p>(3) DPSサ第00785799号（令和3年5月19日付）の附則2に係るもの</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当社は、前項各号に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等を次のとおり定めます。</p> <p>(1) 低速度モバイルとして提供し、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等</p> <p>ア カテゴリー1 タイプ5 コース1の2</p> <p>イ カテゴリー3 タイプ5 コース1の2</p> <p>ウ カテゴリー3 タイプ5 コース2 定額200kプラン</p> <p>(2) 通信モジュール向けモバイルとして提供し、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等</p> <p>ア カテゴリー3 タイプ5 コース2 従量プラン10/20/30</p> <p>イ カテゴリー3 タイプ5 コース4 従量プラン10/20/30</p> <p>4 <u>前項に定めるほか、当社は、第2項各号に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、3Gモバイルとして提供するコース等についても、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しません。</u></p> <p>5 当社は、第3項第2号に定める通信モジュール向けモバイルを利用する第6種契約者が用途外の利用をしていると当社が判断した場合には、通信モジュール向けモバイル以外のコース等への移行を要請することがあります。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>附 則（令和8年2月24日 CNS1サ第000400015352-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 当社は、令和8年4月1日付で、次に掲げる附則の改定又は削除を行います。</u></p>

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～
	<p><u>ア D P S 第00785799号（令和3年5月19日）の附則2における「第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5に係るものに限ります。）」を「第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1及びカテゴリー3のタイプ5（コース3又はコース4に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」に改めます。</u></p> <p><u>イ N S 才第00607161号（令和2年2月21日）の附則2及び附則3、D P S 第00785799号（令和3年5月19日）の附則4、C N S 1 才第01041217号（令和5年3月26日）の附則3、附則4及び附則5並びにC N S 1 才第000400014931-01号（令和8年1月27日）の附則4を削除します。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>